

藤原宮第44次発掘調査現地説明会資料

1985年 2月16日 奈良国立文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

田辺 征夫

(1) 調査の目的

当調査部では、ここ数年来東方官衙地域の調査を継続的に実施してきており、東面北門・大垣など宮の東側を画する諸施設や整然と配置された長大な建物などがみつかった。とくに、昨年実施した第41次調査では、大規模な東西塀が内裏東外郭から約80mのところまで北に曲ることがわかり、その位置からみて、内裏に隣接する官衙（役所）を区画したと考えられた。今回の調査は、この成果を受けて、区画内の様子を解明しようとしたものである。

また第41次調査では、5世紀代と考えられる棟持柱のある特異な建物もみつかり、この関連遺構の存在も期待される場所である。調査は昭和59年 9月に開始し、調査面積は1600㎡である。

(2) 検出した遺構

今回の調査区には極めて多数の柱穴が重複し、出土遺物も弥生時代から平安時代まで長期に及ぶため、正確な建物の棟数やそれぞれの所属時期などについては、今後慎重な検討を必要としている。ここでは比較的まとまりのある主なものについて報告する。主な遺構は、掘立柱建物15棟、塀5条、溝2条、井戸3基、土壇3基などである。

I 藤原宮の遺構

藤原宮期の遺構は、A・B2時期に分れる。

A期 前回検出した南北塀16の北延長部が調査区東端を南北に貫ぬいている。新たに、10間分がみつかり、調査区外北へ延びている。区画内の調査区西寄りに、建物01と02がある。建物01は桁行6間以上、梁行3間の東西棟。02は桁行・梁行とも3間の総柱建物である。

B期 A期の建物を撤去し、配置をまったく一新している。東を画する南北塀16はそのまま踏襲されるが、新たに南北塀17が調査区西寄りにつくられる。この塀は、この官衙ブロックのほぼ東西二分線上に位置している。南北塀17を境にして西側には建物06、1棟を確認したにすぎないが、東側には建物03・04・05の3棟が

側には建物03・04・05の3棟が整然と配置されている。建物03は、桁行14間、梁行2間の長大な東西棟で、藤原宮の官衙に特徴的にみられる建物である。この東西棟を中心に西寄りの南北棟04は、桁行2間以上、梁行2間で、北に延びる。東寄りの南北棟05は、桁行3間以上、梁行3間である。

II 古墳時代の遺構

古墳時代の遺構には、出土遺物より5世紀末～6世紀初頭の遺構と、6世紀後半の遺構があるが、6世紀後半の遺構がよくまとまっている。この時期の遺構は、真北方位に対して北で東に45°の振れを持つのが特徴である。調査区中央部を斜めに横切る塀18と、これに平行する溝21がある。塀18は、断続的に20間分を確認しているが、両延長部については不明である。塀と溝に区画された北西側に4棟の建物が整然と配置されている。建物07・08はいずれも桁行・梁行とも3間の建物で、建物09・10は4間×3間である。建物07・08・09は塀に平行し、ほぼ等間隔に配置されている。建物10は塀と直交している。

III その他の遺構

藤原宮期以降の建物で、柱の重複関係や出土遺物などから、平安時代とみられる建物、井戸がある。建物11は、桁行7間、梁行2間の東西棟、建物12は、3間×2間の南北棟、建物13は3間×2間の東西棟、建物14は、桁行4間以上、梁行2間の南北棟である。他に井戸23・24もある。

なお、建物15と南北溝22は、7世紀後半代の遺構である。

(3) 出土遺物

遺物は少量の瓦と土器類である。あまり顕著なものはなく、瓦は藤原宮式軒平瓦6641Ab、6643新、6646B、軒丸瓦6273Cが各1点、土器は、弥生土器、須恵器、土師器、黒色土器、瓦器などである。ほかに銅釘、砥石、土錘がある。

(4) 今回の調査成果

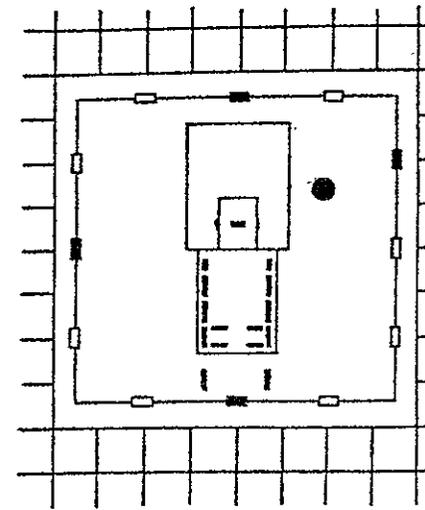
今回の調査で大きな成果の一つは、藤原宮期の官衙配置に二時期の明確な変遷を確認したことである。これまでの宮内の調査でも、内裏地域や西方官衙地域では2～3期の立て替えや改造のあることを確認しているが、今回のように、官衙の配置そのものが大きく一新された例を確認したのは初めてである。この官衙ブロックは内裏のす

ぐ東に隣接する約75m四方を占める敷地とみられるが、A期の建物配置は、当初、このなかを区画せずに使用していたことを示している。B期には、南北塀によってすくなくとも東西に二分し、まったく異なった官衙配置になっている。藤原宮のわずか16年の間にこのような改作の契機を求めるとすれば、遷都後6年して発布された大宝律令（大宝元年 701年）の発布が考えられる。大宝律令は法律、機構、制度のすべてにわたって律令体制の完成をめざした法令である。奈良時代の政府の役所である二官八省をはじめとする政府の行政機構はこの法令によって整えられた。A・B2時期の変遷は官衙の細分、充実を示すもので、官衙配置からこれらの問題を考える重要な素材を提供するものと言える。また、従来、宮殿・官衙の変遷を考える際、掘立柱建物の耐用年数を考慮に入れる場合が多いが、こういった技術的な事情とはまったく別の理由によって極めて短期間のうちに改作が行なわれることを示す点でも重要である。

第2の成果は、6世紀後半の居宅資料に新しい一例を加えたことである。前回にみつかった棟持柱を持つ建物に関連する時期の建物はみつからなかったが、今回の例は、50m以上の塀と溝に区画された内側に、ほぼ同規模の倉庫風建物を計画的に配置するもので、一般の集落とはみなしがたい。近年、兵庫県松野遺跡、和歌山県鳴滝遺跡などで、方形に区画された居宅や計画的に配置された倉庫群などがみつまっているが、それらともまた異なった様相も示しており、興味深い遺構である。

第3の成果は、平安時代の建物がまとまって建っている様子の判ったことである。前回の調査成果と合せると、7間×2間の大きな建物2棟を中心に、何棟かの建物がこの地域に集中している。個々の建物の時期を特定するためには、もう少し検討を要するが、従来、平安時代の発掘例は極めて少ないので、整った建物配置を示す好資料として今後の研究に役立つだろう。

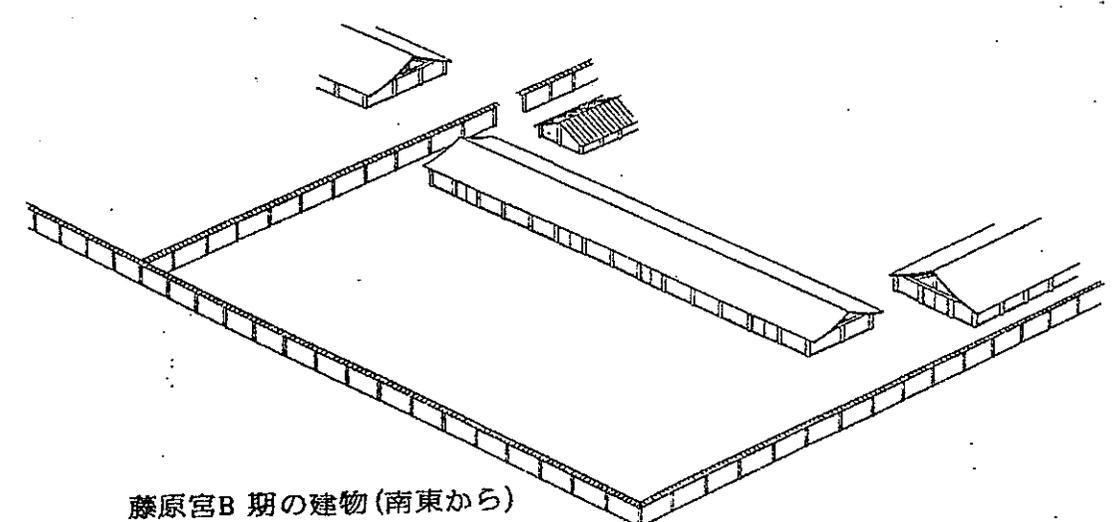
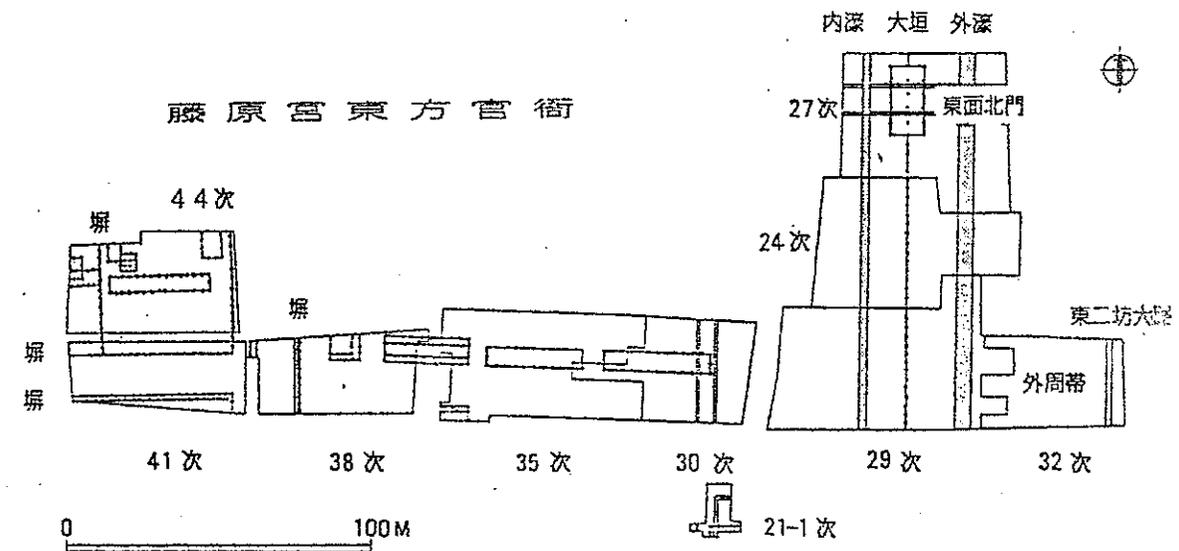
建物の規模				
建物	桁行	柱間寸法	梁行	柱間寸法
01	6間以上	1.8m	3間	1.8m
02	3間	1.8	3間	1.6
03	14間	2.4	2間	1.6
04	2間以上	2.7	2間	2.4
05	3間以上	2.7	3間	3.3, 1.5
06	2間以上	2.7	3間	2.4
07	3間	1.8	3間	1.6
08	3間	1.8	3間	1.6
09	4間	1.5	3間	1.7
10	4間	1.5	3間	1.7
11	7間	2.1	2間	1.8
12	3間	1.8	2間	2.0
13	3間	1.7	2間	1.4
14	4間以上	1.8	2間	1.6
15	2間以上	2.4	2間	2.3
塀 16	12間以上	2.7		
17	11間以上	2.7		
18	20間以上	2.0		
19	12間以上	1.8		
20	11間以上	1.5		



● 調査地

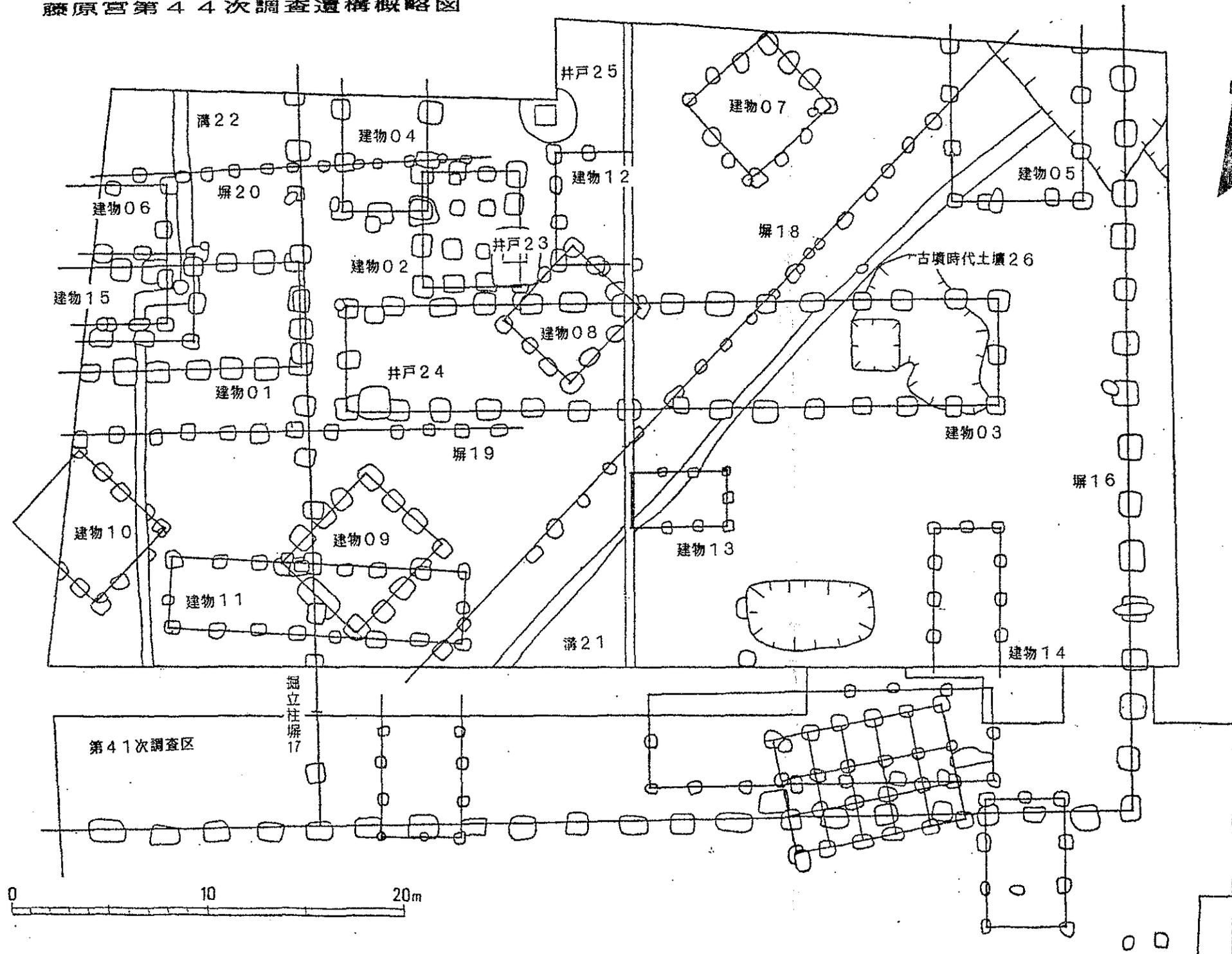
飛鳥藤原京関係年表

672	天武元	飛鳥浄御原宮に遷る。
680	9	薬師寺を興す。 橘寺出火、10房を焼く。
681	10	純・綿・糸・布を京内24寺に施す 周防國の獻じた赤亀を嶋宮の池に放つ。
684	13	天皇、京師を巡行して宮室の地を定める。
689	持統3	淨御原令発布
691	5	藤原京地鎮祭
694	8	藤原宮遷都
700	文武4	僧道昭を栗原に火葬す。
701	大宝元	大宝律令完成
710	和銅3	平城京遷都



藤原宮B期の建物(南東から)

藤原宮第4次調査遺構概略図



調査遺構の時期別変遷図

